多治見市防災士の会規約

（名　称）

第１条　本会は、「多治見市防災士の会」（以下、「本会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　本会は、「自助」「共助」「協働」の原則のもと、会員相互のネットワークを構築し、知識及び技術を高めるとともに、防災・減災活動の実践及び人財育成を行い、市民の防災意識、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員相互が連携・交流し、防災士としての知識及び技術の向上を図るための事業
2. 地域、学校等における防災講座・教室、訓練等での指導・補助など、防災・減災につながる事業
3. 発災時における避難所やボランティアセンターの運営補助などの活動と、そのための訓練
4. 防災士活動の広報・啓発とともに、新たに防災士及び防災リーダーを育成するための事業
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（会　員）

第４条　本会は、目的に賛同する防災士（日本防災士機構により認定された防災士の資格を有する者をいう。）によって構成する。

２　防災士以外の防災有志者（ただし、防災士の資格取得を目指す者であること）についても、役員会の承認により加入することができる。

（役　員）

第５条　本会に次の役員を置く。役員は会員の中から選任する。

（１）会長　　１名

（２）副会長　２名

（３）幹事　　若干名

2　本会に上記以外の役員、顧問及びアドバイザーを役員会の承認により置くことができる。

３　会長は、会員の互選により選出し総会において承認を得るものとする。

４　副会長及び幹事は、会長が指名する。

（役員の職務）

第６条　会長は、本会を代表し会務を総括し、総会、役員会を招集するとともに会議を主宰する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代行する。

３　幹事は、会長、副会長を補佐し、会務を運営する。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会　議）

第８条　本会に次の会議を置く。

（１）総会

（２）役員会

２　総会は、年１回以上開催する。

３　役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

４　会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

（総　会）

第９条　総会は、次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること。

（２）事業計画及び事業報告に関すること。

（３）役員改選に関すること。

（４）その他必要な事項

（役員会）

第１０条　役員会は、会長、副会長、幹事をもって構成し、本会の運営上必要な事項を審議する。

（事業年度）

第１１条　本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

　　この規約は、令和 ５年 ３月 ７日から施行する。